

# 決議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は国民が長年にわたり熱望してきているところである。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。

これまで、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路を整備するための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところである。

今後とも、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることのできる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそ、その中核的役割を担うものである。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する基本方針が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について特段の配慮を強く要望する。

- 一、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、必要な予算を確保すること。
- 一、道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者である国民の意見を適切に反映すること。また、国民にわかりやすい形で、道路整備の将来ビジョンを説明し、それに必要となる額を提示すること。
- 一、安全で安心な暮らしの確保や道路交通の円滑化を図り、また都市及び地方の活性化や経済活動の発展を支えるため、大都市圏の環状道路や地方部の遅れた道路の整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に国民の期待する道路整備を実現すること。
- 一、地球温暖化、沿道の大気汚染や騒音の防止に対応するため、道路環境対策を一層促進するとともに、美しい景観の保全・創造に向け、自然や歴史・文化などの資源を有効に活用した美しく味わいのある道づくりを目指すこと。
- 一、道路利用者の意見を反映した道路整備を推進すること。

平成十八年五月二十四日